産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉認定要領

（趣旨）

第１条　この要領は、鳥取県産業未来共創条例（令和５年鳥取県条例第 37 号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和５年鳥取県規則第 32 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉は、事業者が策定する新たな取組に関する事業を産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉として認定し、もって事業者並びに県内の産業の再生・発展を図るとともに、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「強化法」という。）第 14 条の規定による経営革新計画策定等の更なる発展への意欲を高めることを目的とする。

（定義）

第３条　条例第２条に定めるもののほかこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　「事業者」とは、強化法第２条第１項第１号から第５号に定めるもの又は県内産業の再生・発展のため特に必要があるとして商工労働部長が認める団体をいう。

（２）　「新たな取組」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の生産又は販売の新たな方式の導入、デジタル技術を活用した販路開拓手段の導入並びに役務の提供の新たな方式の導入その他の新たな事業活動であって事業者が初めて取り組むものをいう。

（３）　「商工団体」とは、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に定める商工会議所、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に定める県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定める県中小企業団体中央会をいう。

（申請等）

第４条　産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、規則に定める申請書に、様式第１号による計画（以下「計画」という。）等を添えたもの正・副各１部を申請者の所在地を管轄する商工団体（以下「所管商工団体」という。）に申請するものとする。

２　商工団体は、前項により申請された計画について、実現可能性、その他の要件を審査し、適当と認めたものについて、様式第２号により知事に申請書の正１部を送付するものとする。

３　第１項の申請を行うことができる事業者は、鳥取県内に主たる事業所を有する事業者のうち、所管商工団体から継続的指導を受けている者とする。ただし、原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者を除くものとする。

（計画）

第５条　計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない

（１）　実施主体の概要

（２）　計画の概要

（３）　既存事業の概要

（４）　経営課題

（５）　過去に利用した補助金等

（６）　新たな取組の内容

（７）　経営の向上の程度を示す指標

（８）　経営計画

（９） 新たな取組の実施項目、期間、資金計画

（計画の認定）

第６条　知事は、申請書が提出されたときは、計画が次条第１項及び第２項に定める基準により審査し、これに適合することを確認したものについて、産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉として認定する。

２　知事は、前項の規定により計画の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を、所管商工団体を経由し申請者に通知する。

（認定基準）

第７条　前条第１項の認定は、次の各号及び次項の基準をすべて満たす場合に行うものとする。

（１） 計画に記載した内容が新たな取組に該当すること。

（２） 計画終了日の属する期末における付加価値額及び売上高又は経常利益が申請日前の直近期末と比較して増加する計画であること。

（３） 計画の実施により、県内経済の再生・県内経済の発展に寄与する計画であること。

（４） 計画の実現可能性が高いこと。

（５） 計画が関係法令に違反しないこと。

（６） 計画が公序良俗に反しないこと。

２　前項に掲げる認定基準の詳細については別途定める。

３　前条第１項の規定に関わらず、第１項第４号の審査については、所管商工団体が行うものとし、知事は改めて審査を行わない。ただし、知事は必要に応じて審査結果について所管商工団体と協議を行うことが出来る。

（認定をしない場合）

第８条　前条の規定にかかわらず、県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定をしない。

（１） 第４条第１項の規定による申請書等の提出を行った日から起算して過去２年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第８条第８項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）。

（２） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。

（３） 暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。

（４） 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

（実施計画の変更等）

第９条　産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた計画を変更しようとするときは、様式第３号による変更申請を、所管商工団体を経由し知事に申請し、変更承認を受けなければならない。

２　前項の規定に関わらず、軽微な変更について変更承認を要しないものとする。ただし、商工団体はその内容について県に報告しなければならない。

３　第４条の規定は、第１項の承認について準用する。

（認定の取消等）

第 10 条　次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者は、所管商工団体を経由して知事に速やかに報告しなければならない。

（１） 認定事業者が第３条第１項に規定する事業者でなくなったとき。

（２） 産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉を実行することが困難なことが確実になったとき。
２　前項の報告を受けたときは、知事は当該認定を取り消すものとする。

（状況報告）
第 11 条　認定事業者は、計画期間中の毎年度末及び計画期間の終了日から１年が経過した日の属する年度の末日までに、直近の決算状況等について商工団体の定める方法により報告しなければならない。
２　商工団体は前項の規定により報告された内容を取りまとめ、翌年度の 4 月 20 日までに県に報告するものとする。

（所掌）
第 12 条　この要領に関する事務は、商工労働部企業支援課において所掌する。

（認定事業等の公開）
第 13 条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（事業者名、計画名、補助予定金額等）を公開することができるものとする。

（その他）
第 14 条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要領は、令和５年７月 13 日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要領は、令和６年５月 10 日から施行し、改正後の第 11 条の規定は、令和５年７月 13 日から適用する。

附　則
（施行期日）
１　この要領は、令和７年５月８日から施行する。
（経過措置）
２　この要領の施行日前に改正前のこの要領によって事業が認定され交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。